

霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 休館日

名称	休館日
霧島市立国分郷土館 霧島市立隼人歴史民俗資料館 霧島市立隼人塚史跡館	月曜日（当該日が祝日の場合はその翌日）12月29日から翌年1月3日までの日
霧島市立横川郷土館	月・祝日 12月29日から翌年1月3日までの日
霧島市立霧島歴史民俗資料館	土・日・月・祝日 12月29日から翌年1月3日までの日

第5条第1項の表中「70円」を「80円」に、「130円」を「150円」に、「110円」を「120円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったとともに、霧島市立横川郷土館及び霧島市立霧島民俗資料館の休館日を変更することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。